

# 長崎県建築行政マネジメント計画

平成25年 7月31日

平成27年 6月 1日一部改定

平成28年 4月 1日一部改定（第二次計画）

令和 3年 4月 1日改定（第三次計画）

令和 8年 4月 1日改定（第四次計画）

長崎県建築行政マネジメント推進協議会

## 【 目 次 】

I	計画策定の背景と目的	.....	P 1
II	策定及び実施主体	.....	P 1
III	対象範囲	.....	P 1
IV	計画の期間	.....	P 2
V	計画の公表	.....	P 2
VI	取り組みの見直しと継続的改善	.....	P 2
VII	推進すべき施策及び目標	.....	P 2
	1. 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保	.....	P 2
	（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	.....	P 2
	（2）中間検査・完了検査の徹底	.....	P 3
	（3）工事監理業務の適正化とその徹底	.....	P 4
	（4）仮使用認定制度の適確な運用	.....	P 5
	（5）建築確認申請等の電子化の推進	.....	P 6
	2. 指定確認検査機関等の指定機関・建築士事務所等に対する指導・監督	.....	P 6
	（1）指定確認検査機関等に対する指導・監督	.....	P 6
	（2）建築士・建築士事務所に対する指導・監督	.....	P 8

3. 違反建築物等への対策の徹底	P 9
(1) 違反建築物対策の徹底	P 9
(2) 違法設置昇降機への対策の徹底	P 9
4. 建築物、昇降機及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	P 1 0
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	P 1 0
(2) 建築物に係るアスベスト等対策の推進	P 1 1
(3) 既存不適格建築物等の現行基準への水準向上と有効活用	P 1 2
5. 事故・災害時の対応	P 1 3
(1) 迅速かつ適確な事故（火災含む）発生時の対応	P 1 3
(2) 迅速かつ適確な災害発生時の対応	P 1 3
6. 消費者への対応	P 1 4
7. 執行業務体制の整備	P 1 5
(1) 内部組織の執行体制	P 1 5
(2) 関係機関等との連携による執行体制	P 1 5
(3) データベースの整備・活用	P 1 5
VIII 円滑な建築確認等に係る推進計画書	P 1 6
(参考資料)	
○用語の解説	P 1 7
○問い合わせ窓口一覧	P 2 0

## I 計画策定の背景と目的

平成 10 年の建築基準法改正では、建築物の安全性等を確保するため、中間検査制度の導入や、確認検査体制の強化を図るため、建築確認・検査の民間開放など、確認・検査体制の充実が図られた。合わせて、国土交通省から「建築物安全安心推進計画」が発出されたことを受け、県内の特定行政庁並びに関係団体が協力し、平成 11 年に「長崎県建築物安全安心実施計画」を策定し、施策の実施とその検証を行うこととした。

また、平成 22 年に国土交通省から「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」が発出されたことを受け、県内の特定行政庁（長崎県、長崎市、佐世保市）、限定特定行政庁（大村市、五島市）、並びに指定確認検査機関と連携し、「長崎県建築行政マネジメント推進協議会」を設立し、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保、既存建築物の適正な維持管理などを盛り込んだ「長崎県建築行政マネジメント計画」を平成 25 年に策定したところである。

以降、社会情勢の変化等に対応するため、数次の改定を重ねる中で、脱炭素社会の実現に向け「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 69 号）が施行されるなど、昨今の建築行政を取り巻く環境は大きく変化している。

今般、国土交通省から発出された「建築行政マネジメント策定指針」（令和 7 年 3 月 11 日付国住指第 415 号）を踏まえ、第 3 次計画の内容を基本としつつ、必要な見直しを行い、第 4 次計画を策定するものである。

なお、本計画は、県内の特定行政庁、限定特定行政庁及び関係機関等の協力のもと、各種施策を実施することにより、建築物の安全性等の確保に関する県民の期待に応えることを目的とする。

## II 策定及び実施主体

本計画は長崎県、長崎市、佐世保市、大村市、五島市、指定確認検査機関で構成する「長崎県建築行政マネジメント推進協議会」において策定し、各構成団体に連携を図りながら実施するものである。

## III 対象範囲

本計画は、建築基準法及び建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

## IV 計画の期間

本計画の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

## V 計画の公表

本計画は、目標・目標値およびそのための施策を周知し、その達成を確実なものとするために、県、特定行政庁のホームページ等で広く公表する。

## VI 取り組みの見直しと継続的改善

社会情勢や目標達成状況を踏まえ、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

## VII 推進すべき施策及び目標

### 1. 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

特に、令和4年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物及び都市計画区域の区域外における木造の階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物（以下「旧4号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替にかかる確認審査を迅速かつ適確に遂行する。

#### 【現 状】

長崎県内における建築確認件数は、平成12年度に7,909件あったが、年々減少し、令和2年度から令和6年度の5年間においては、建築確認件数の平均は3,971件であり、最も多い令和3年度は4,378件、最も少ない令和6年度は3,378件である。

【目 標】

- 令和4年の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な建築確認審査を推進
- 建築確認審査の迅速化について、確認申請の受理時点から確認済証交付（もしくは、「期間を延長する旨の通知書」、「適合しない旨の通知書」および「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」の通知）するまでの平均日数の短縮

【施 策】

- 長崎県・特定行政庁・指定確認検査機関・委任構造計算適合性判定機関
- ・ 確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査ならびに構造計算適合性判定の実施
  - ・ 確認審査ならびに構造計算適合性判定における審査基準等の解釈、判断、取り扱いについて、運用の統一化及び円滑化
  - ・ 審査担当者の審査技術向上（判定担当者の判定技術向上）のため、研修会・情報交換の実施や各種講習会への参加などの取り組みの推進

（2）中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時においても建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の適切な実施を図る。

特に、旧4号建築物等から新2号建築物となるものは、新たに検査済証の交付を受けるまでの使用制限がかかることを踏まえ、建築主等に対して周知を行う。

【現 状】

平成11年度に建築基準法の実効性の確保を図るため、長崎県建築物安全安心実施計画、平成25年度に長崎県建築行政マネジメント計画を策定し、完了検査率向上の取組みを行った。その結果、確認件数に対する検査済証交付の件数は下表のとおりであり、概ね95%以上を達成しており、直近まで目標値の達成を維持している状況である。（率は県内の平均）

表（県内完了検査率推移）

年度	R 4	R 5	R 6
確認件数 (A)	4,192	3,756	3,378
検査済証交付件数 (B)	4,034	3,764	3,350
完了検査率 (B)/(A)	96.2%	100.2%	99.2%

※ 県内特定行政庁・民間確認検査機関すべての合計にて算定

【目 標】

- 適確な中間検査、完了検査を推進
  - 完了検査率※の更なる向上を促進し、完了検査実施による建築物の安全性を確保。
  - 完了検査率の目標値は95%以上とする。
- ※完了検査率＝当該年度における検査済証交付件数／当該年度における確認件数

【施 策】

- |  |
|--|
| ○特定行政庁   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間検査・完了検査の実施について周知徹底</li> <li>・ 完了検査の未受検建築物について、完了検査申請の督促</li> <li>・ 中間検査・完了検査時における工事監理者の立ち会いの実施</li> <li>・ 中間・完了検査制度についての広報活動</li> </ul> |
| ○指定確認検査機関  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間検査・完了検査の実施について周知徹底</li> <li>・ 中間・完了検査制度についての広報活動</li> </ul>   |

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性を確保するためには、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行う。

【現 状】

建築確認申請時に工事監理者未選定であった場合、建築主に工事監理者を定める義務規定について指導を行っている。また、工事監理の適正な実施のために、完了検査時において、工事監理報告書の記載状況について指導を実施している。

【目 標】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事監理業務の適正化を促進</li> <li>○ 工事監理者の適切な選定の必要性を周知徹底</li> </ul> |
|---|

【施 策】

- |  |
|--|
| ○特定行政庁   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請時に工事監理者の記載の徹底</li> <li>・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認</li> <li>・ 工事監理実施状況及び建築主への報告義務履行の確認により、工事監理が適切に実施されるよう、工事監理の適正化のための必要な指導又は助言</li> </ul> |

○指定確認検査機関

- ・ 建築確認申請時に工事監理者の記載の徹底
- ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
- ・ 工事監理が適切に実施されていない場合、工事監理の適正化のために必要な助言

（４）仮使用認定制度の適確な運用

従来から仮使用認定制度を運用している特定行政庁だけでなく、仮使用認定制度で認定主体となる指定確認検査機関も含め、仮使用認定制度が適確に運用されることが必要であることから、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。特に、令和４年の建築基準法改正において、旧４号建築物等から新２号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの使用制限がかかることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

【現 状】

仮使用認定制度については、「工事中建物の仮使用手続きマニュアル（一般社団法人日本建築防災協会）」を参考に適確な運用が行われている。

【目 標】

- 仮使用に係る制度の円滑な実施

【施 策】

○特定行政庁

- ・ 仮使用認定制度について周知
- ・ 指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認められる場合における必要な是正指導の徹底
- ・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

○指定確認検査機関

- ・ 仮使用認定制度について周知
- ・ 建築基準法及び関連法における確認審査と同様に特定行政庁、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保

## （５）建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続の一層の効率化により、台帳入力などの事務作業に要する時間を短縮することで審査のより適確な実施を図るため、特定行政庁は、建築確認の電子申請に向けた検討及び確認審査報告の電子化への対応を進める。また、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請による受付や確認審査報告の電子化への対応を進める。

### 【現 状】

国土交通省が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律施行規則が平成 15 年に施行され、平成 29 年度には電子署名に関する取り扱いについての技術的助言の発出、また、令和 2 年度には民から官への申請手続きでの押印が不要とされるなど、行政手続における電子化への環境整備が進んでいる。さらに、（一財）建築行政情報センターが令和 7 年 4 月から「電子申請受付システム」の供用を開始した。

### 【目 標】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築確認の電子申請受付を開始</li> <li>○ 建築関係手続の効率化に向けた電子化への対応</li> </ul> |
|---|

### 【施 策】

○特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討</li> <li>・ 確認審査報告の電子化の推進</li> <li>・ 行政手続の簡素化に向けた、電子データによる建築関係法令等に規定される報告・届出の受付に関する検討を推進</li> </ul>
○指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討</li> <li>・ 確認審査報告の電子化の推進</li> </ul>

## 2. 指定確認検査機関等の指定機関・建築士事務所等に対する指導・監督

### （１）指定確認検査機関等に対する指導・監督

建築確認及び検査業務で重要な役割を担う指定確認検査機関における公正かつ適確な確認審査、中間検査及び完了検査（以下「確認審査等」という。）を確保するため、指定確認検査機関に対する指導・監督を行う。同様に、指定構造計算適合性判定機関においても、公正かつ適確な構造計算適合性判定審査を確保するための指導・監督を行う。

## 【現 状】

- ・ 平成 11 年度の建築基準法改正により、確認審査等の業務が一定の民間機関に開放され、長崎県では、（一財）長崎県住宅・建築総合センターが県指定の指定確認検査機関として業務を行っている。令和 6 年度末現在、本県に営業所を設置している国指定の指定確認検査機関は 2 機関である。
- ・ また、平成 17 年には、構造計算偽装事件を契機として建築基準法が改正され、平成 19 年 6 月 1 日から施行された構造計算適合性判定制度については、平成 27 年 6 月 1 日の改正建築基準法施行により、都道府県知事による指定制度から委任制度に改正され、長崎県内の構造計算適合判定の実施機関として 3 機関に委任を行っている。
- ・ 令和 4 年度から令和 6 年度の指定確認検査機関による県内の建築確認処理件数の占有率及び構造計算適合判定件数は下表のとおりである。なお、令和 6 年度の各特定行政庁別の割合で最も建築確認処理件数における占有率が高いのは長崎市内で 88.4%となっている。

表（建築確認処理件数）

年度	R 4	R 5	R 6
特定行政庁 (A)	1,431	1,176	893
指定確認検査機関 (B)	2,761	2,580	2,485
指定確認検査機関占有率 (B/A+B)	65.9%	68.7%	73.6%

表（構造計算適合判定件数）

年度	R 4	R 5	R 6
委任構造適合性判定機関	91	80	63

## 【目 標】

- 指定確認検査機関・委任構造計算適合性判定機関への立入検査の実施
- 指定確認検査機関・委任構造計算適合性判定機関の処分基準の適確な運用

## 【施 策】

○長崎県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定確認検査機関及び県委任構造計算適合性判定機関への立入検査（必要に応じた抜き取り調査等を含む）</li> <li>・ 県指定確認検査機関・県委任構造計算適合性判定機関に対する指導・監督及び処分基準の適格な運用</li> </ul>
○特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定確認検査機関への立入検査（必要に応じた抜き取り調査等を含む）</li> <li>・ 県委任指定確認検査機関に対して法第6条の2第6項による通知を行った場合等、県指定確認検査機関・県委任構造計算適合性判定機関の不適当な行為等の内容に応じた、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対する情報共有等</li> </ul>

## (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督

設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適切な指導・監督を実施する。

## 【現 状】

- ・ 二級建築士及び木造建築士の懲戒処分並びに建築士事務所の処分基準は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 6 月 25 日に一部改訂している。
- ・ 建築士事務所における所属建築士の定期講習の受講及び建築士事務所の業務報告の提出義務についても周知を行っている状況である。

## 【目 標】

- 建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所の業務の更なる適正化
- 建築士（木造・二級）及び建築士事務所の処分基準の適確な運用

## 【施 策】

○長崎県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期講習の受講等の周知徹底など、建築士に対する法令遵守の指導の徹底</li> <li>・ 建築士事務所に対する立入検査を計画的に実施し、業務報告書の提出義務のほか業務における法令遵守の監督の徹底</li> <li>・ 建築士免許登録等事務を行う指定登録機関及び建築士事務所登録等事務を行う指定事務所登録機関の適切な指導・監督</li> <li>・ 建築士及び建築士事務所に対する処分基準の適確な運用の徹底と処分等の公表</li> </ul>
○特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士法の改正などに関する情報提供</li> </ul>

### 3. 違反建築物等への対策の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

大阪市で発生した個室ビデオ店火災、群馬県で発生した未届有料老人ホーム火災、ならびに北海道および長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局と連携し、違反建築物等の実態を把握するとともに、違反建築物等の対策を計画的に推進する。

#### 【現 状】

- ・ 違反建築物の主なものは、建築確認申請の手続き違反が最も多く、その申請手続き違反物件については、建築物の防火規定及び廊下・階段等の避難規定関係などの実態違反となっているケースが多い。また、広告塔など工作物については、確認申請のほか、関係手続き違反などにより、構造上の安全性や景観に支障をきたしているケースが見受けられる。

#### 【目 標】

- |                            |
|----------------------------|
| ○ 計画的及び総合的な違反建築物等の予防と対策の徹底 |
|----------------------------|

#### 【施 策】

○長崎県・特定行政庁
------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の建築物等の立入調査や計画的な違反建築物パトロールの実施</li> <li>・ 違反建築物等に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施</li> <li>・ 違反建築物等に係る是正・指導の徹底</li> <li>・ 警察、消防、福祉、環境、都市計画等の関係機関、建設業許可等の関係部局との連携体制の確保</li> <li>・ 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施基準の策定</li> </ul> |
|---|

#### (2) 違法設置昇降機への対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについて、労働基準監督署、県労働局との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合は、所要の措置を講じる指導を徹底する。

#### 【現 状】

- ・ 現在、違法設置エレベーターについては、国からの情報を受けて、現地調査や是正指導等の対応をしている状況である。  
また、労働基準監督署と連携により、法令違反の疑いが有るエレベーターについて、速やかに現地調査及び是正指導を行っている。

## 【目 標】

- |                |
|----------------|
| ○ 違法設置昇降機対策の徹底 |
|----------------|

## 【施 策】

- |            |
|------------|
| ○長崎県・特定行政庁 |
|------------|

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口の設置</li> <li>・ 労働基準監督署等との連携による違法設置エレベーターに関する情報把握</li> <li>・ 違法設置エレベーターに対する所要措置の徹底</li> </ul> |
|--|

## 4. 建築物、昇降機及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

## (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

維持保全不備や老朽化による建築物の事故等での第三者被害を防止するため、建築物及び昇降機等の定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、平成26年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備の定期報告制度について、周知の徹底を図り、検査の徹底に取り組むほか、業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な検査・調査の実施を図るため、電子システム等による報告に向けた検討を進めるなど、定期報告のオンライン化への対応を進める。

## 【現 状】

- ・ 令和4年度から令和6年度における定期報告率は下表のとおりである。

表 直近の定期報告率（県内特定行政庁集計）

年 度		R 4	R 5	R 6
特殊建築物	報告対象件数	324	555	666
	報告件数	205	472	533
	報告率	63.3%	85.0%	80.0%
建築設備	報告対象件数	3,436	3,405	3,297
	報告件数	2,473	2,580	2,666
	報告率	72.0%	75.8%	80.9%
防火設備	報告対象件数	1,271	1,254	1,199
	報告件数	872	921	922
	報告率	68.6%	73.4%	76.9%
昇降機	報告対象件数	7,841	7,893	7,943
	報告件数	7,406	7,456	7,545
	報告率	94.5%	94.5%	95.0%

## 【目 標】

- 所有者への維持管理及び定期報告制度の普及啓発
  - 定期報告率※の向上（目標値は、特殊建築物 75%以上、建築設備 75%以上、防火設備 70%以上、昇降機等 100%とする。）
- ※定期報告率＝当該年度に報告された件数／当該年度に報告義務のある対象件数

## 【施 策】

- 特定行政庁
  - ・ 建築物及び防火設備等の建築設備並びに昇降機等の定期報告制度の周知徹底
  - ・ 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底
  - ・ 未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
  - ・ 報告内容を踏まえた是正指導の徹底
- 指定確認検査機関
  - ・ 建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知

## (2) 建築物に係るアスベスト等対策の推進

アスベストの飛散による健康被害が懸念されていることでのアスベスト対策の喫緊性を考慮し、建築物所有者による吹付けアスベストの除去等による飛散防止対策、及び生活環境に密着した問題としてシックハウス対策を促進する。

## 【現 状】

- ・ 平成元年度以前に建てられた延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物について平成 17 年度から立入調査等を実施し、データベース化を図っている。
- ・ 令和 6 年度末のアスベスト対策の助成制度の状況について、調査費については 18 市町、除去工事費等については 16 市町において制度を有する。

## 【目 標】

- |  |
|--|
| ○ 建築物所有者等にアスベスト対策並びにシックハウス対策の必要性を啓発し、対策を促進 |
|--|

## 【施 策】

## ○長崎県・特定行政庁

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト対策の周知</li> <li>・ アスベストの分析調査や除却等費用の助成制度の普及</li> <li>・ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知</li> <li>・ 新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知</li> </ul> |
|---|

## (3) 既存不適格建築物等の現行基準への水準向上と有効活用

既存不適格の建築物や昇降機について、所有者等が、その危険性や既存不適格解消の重要性に対する認識を持つことが必要であり、法制度や施策の周知徹底等を行う。また、既存建築ストックの有効活用・有効利用への取組を推進する。

一方で、近年の建築基準法改正を踏まえた既存建築ストックの有効活用を図ることも重要であることから、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の活用等により、既存建築ストックの有効活用を促進する。

また、令和 4 年の建築基準法改正において、旧 4 号建築物等から新 2 号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認の適確な実施及び周知を徹底する。

## 【現 状】

- ・ 定期報告及び防災査察において、既存不適格建築物の既存不適格項目の内容を把握し、建築主等への適切な維持管理を指導している。
- ・ 既存不適格建築物に関しては、その規制の合理化の観点から、平成 17 年 6 月に全体計画認定制度が創設され、その後、制度の積極的な活用を図るために、平成 20 年 4 月より計画期間を延ばすなどの措置が講じられている。
- ・ 既存不適格昇降機については、定期報告において既存不適格状態であることを把握している状況である。

【目 標】

- 既存不適格建築物等の所有者等に対して、危険性、重要性の周知と改修の促進

【施 策】

○特定行政庁

- ・ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知
- ・ 既存不適格建築物や昇降機等における現行基準への水準向上の必要性の周知と改修工事の促進
- ・ 確認申請図書や検査済証等を保存する重要性の周知
- ・ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制を整備
- ・ 既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表
- ・ 保存建築物制度の活用を検討
- ・ 「既存建築物の現況調査ガイドライン」の有効活用

○指定確認検査機関

- ・ 「既存建築物の現況調査ガイドライン」の有効活用

5. 事故・災害時の対応

(1) 迅速かつ適確な事故（火災含む）発生時の対応

建築物のほか、エレベーターや遊戯施設の事故発生後においては、警察等の関係機関と連携して迅速かつ適確な対応を行い、事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明などの事故対応を行う。

【目 標】

- 事故発生時の連携体制の整備と迅速な現場調査の対応

【施 策】

○特定行政庁

- ・ 警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施
- ・ 建築行政としての事故調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供
- ・ 同様の事故を未然に防止する観点からの安全管理等の重要性に関する周知

(2) 迅速かつ適確な災害発生時の対応

迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。

【現 状】

- ・ 被災建築物応急危険度判定士養成講習会を毎年開催しており、被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の登録数（物故者除く）は次のとおりである。

令和6年度末の有効登録者数 817 人（内、公務員登録 233 人）

【目 標】

- 災害発生時に迅速な対応を行うための体制整備

【施 策】

- 長崎県
  - ・ 応急危険度判定士の養成と技術等の向上
  - ・ 応急危険度判定コーディネーターの養成
  - ・ 市町との連携体制の構築
- 特定行政庁
  - ・ 応急危険度判定作業電子化の検討
  - ・ 災害時の対応体制を整備
  - ・ 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
  - ・ 応急危険度判定士の確保と技術等の向上
  - ・ 応急危険度判定士の広域的な派遣体制の確保

6. 消費者への対応

消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【現 状】

- ・ 建築物について県民に情報提供やアドバイスを行うための、法律や各種制度に関する相談窓口を建築課、住宅課、振興局に設置している。

【目 標】

- 安全・安心に関する情報の把握及び周知

## 【施 策】

## ○長崎県・特定行政庁

- ・ 消費者部局及び消費生活センターとの連携
- ・ ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供
- ・ 指定道路台帳等の電子化による閲覧体制の整備

## 7. 執行业務体制の整備

## (1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行业務体制の構築や建築行政に携わる職員の人材育成を図る。

## 【現 状】

- ・ 建築確認業務は、年々指定確認検査機関における審査の比率が高くなり、令和6年度においては7割程度となっている。その中で建築行政職員の人材育成及び審査担当者の審査技術力向上については、実践における技術習得が重要になっている。

## 【目 標】

## ○ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等

## 【施 策】

## ○長崎県・特定行政庁

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施・参加
- ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

## (2) 関係機関等との連携による執行体制

建築物等の安全性確保は、特定行政庁の業務のみでできるものではなく、関係機関等との情報交換や連携を図る。

## (3) データベースの整備・活用

適確な建築行政を推進するためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベース（GIS 含む）の整備が必要である。

**【現 状】**

建築確認・検査のデータベース化及び（一財）建築行政情報センターが運用する共用データベースによる建築士・建築士事務所の登録、処分情報・建築確認が行われた位置（GIS）等のデータベース化を図っている。

**【目 標】**

- |                           |
|---------------------------|
| ○ 建築確認・検査等に係るデータベース化とその活用 |
|---------------------------|

**【施 策】**

- |   |
|---|
| ○長崎県・特定行政庁  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認・検査、定期報告の内容のデータベース化</li> <li>・ 建築士・建築士事務所の共用データベースの効果的な活用</li> </ul> |

**VIII 円滑な建築確認等にかかる推進計画書**

建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについては、平成 22 年 7 月以降に各特定行政庁及び指定確認検査機関において策定した「円滑な建築確認手続きに係る推進計画書」に基づき実施するものとする。  
本推進計画書についても、本計画と同様、運用の実態及び他の審査機関の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど適宜改善を図るものとする。

（参考資料）

●用語の解説

【建築基準法】

- ・ 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律のこと。

【建築士法】

- ・ 建築物の設計及び工事監理等を行える技術者の資格と業務内容を定めた法律のこと。
- ・ 建築士の資格には、国土交通大臣の免許を受けた一級建築士と都道府県知事の免許を受けた二級建築士、木造建築士がある。

【特定行政庁】

- ・ 建築基準法の規定に基づき、都道府県知事、建築主事を置く市町村の長のことをいい、裁量を必要とする各種の許認可の権限を有することとなり、長崎県内には長崎県、長崎市、佐世保市がある。その他、長崎県知事たる特定行政庁の権限のうちの一部を行うことができる特定行政庁として、大村市、五島市がある。

【建築主事】

- ・ 建築基準適合判定資格者の登録を受けた都道府県や市区町村の職員のうちから、知事、市区町村長が命じたもので、建築物や工作物の確認及びこれに伴う検査など行う一種の行政機関である。

【建築基準適合判定資格者】

- ・ 建築物、建築設備及び工作物等に関する確認申請（及び計画通知）における建築計画等が、建築基準法や建築基準関係規定に適合しているか否かの確認や検査等を行うことができる資格者のこと。従来の建築主事検定にかわり、建築確認業務の民間開放に伴って建築基準適合判定資格検定という制度ができ、この検定に合格し、登録を受ける必要がある。この検定の受検には、一級建築士試験合格者で、かつ、2年以上の建築行政などの実務経験が必要となる。

【建築確認、確認済証】

- ・ 建築基準法の規定に基づき、建築物の工事着手前に必要な手続きことを「建築確認」といい、建築主が、特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に対し申請書を提出し、申請の建築計画が同法で定める建築基準関係規定に適合しているか確認を行うもの。適合しているものと認められれば「確認済証」が交付される。なお、建築確認が必要となる建築物については、同法第6条第1項にその用途、構造、規模及びその敷地の位置が定められている。

【中間検査、中間検査合格証】

- ・ 建築基準法の規定に基づき、建築物の工事中に必要な手続きことを「中間検査」といい、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に対し申請書を提出し、工事中の建築物が同法で定める建築基準関係規定に適合しているか検査を行うもの。適合していると認められれば「中間検査合格証」が交付される。なお、中間検査の対象となる建築物については、同法第7条の3第1項に用途、規模等及びその検査の工程が別に定められている。

※法第7条の3第1項第一号の特定工程：

： 階数が3以上の共同住宅の2階床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する  
工事

※法第7条の3第1項第二号の指定工程：

： 法別表第一（一）～（四）の用途で階数が3以上かつ500㎡を超える耐火建築物の基礎配筋完了時及び最上階配筋完了時

： 木造戸建住宅（長崎市内のみ）

#### 【完了検査、検査済証】

- ・ 建築基準法の規定に基づく、建築物の工事完了時に必要な手続のことを「完了検査」といい、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に対し申請書を提出し、完成した建築物が同法で定める建築基準関係規定に適合しているか検査を行うもの。適合していると認められれば「検査済証」が交付される。

#### 【仮使用認定制度】

- ・ 建築基準法の規定に基づく制度で、建築物の工事完了前に使用を開始する必要がある場合、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に対し申請書を提出し、安全性や防火・避難に関する基準に適合しているか検査を受けるもの。適合していると認められれば、検査済証交付前でも使用が認められる。

#### 【工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度】

- ・ 百貨店、病院、ホテル等の用途に供する特殊建築物及び地下の工作物内に設ける建築物で一定規模以上のものの建築主は、建築物の新築又は避難施設等に関する工事の施工中にこれらを使用する場合は、あらかじめ、火災等の発生防止・発生した場合の措置等に配慮した計画書「工事中の安全上の措置等に関する計画書」を作成して特定行政庁に届ける必要がある。

#### 【工事監理】

- ・ 建築士法に定められた、その者の責任において設計図書のとおりにより工事が実施されているか照合し確認すること。建築士の種別により工事監理ができる建築物の用途、構造及び規模が定められている。

#### 【重要事項の説明】

- ・ 建築士法に定められた、設計又は工事監理契約が締結される前にあらかじめ、建築士事務所所属する建築士が、建築主に対して行う重要事項の説明のこと。重要事項は、設計又は工事監理受託契約の内容及び履行に関する項目を記載した書面を交付して説明する必要がある。

：項目 … 作成する設計図書の種類、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法、従事する建築士の氏名等、報酬の額及び支払の時期、等。

**【指定確認検査機関】**

- ・ 建築基準法に定められた、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した確認検査を行う機関のこと。

**【指定構造計算適合性判定機関】**

- ・ 建築基準法に定められた、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した構造計算適合性判定の業務を行う機関のこと。一定規模以上等の建築物の建築確認については、構造計算適合性判定が必要となる。

**【関係団体】**

- ・ 建築基準法や建築士法に関わる団体のこと。一般社団法人長崎県建築士会、一般社団法人長崎県建築士事務所協会、一般社団法人長崎県建設業協会、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会長崎県本部等がある。

**【定期報告制度】**

- ・ 建築基準法に定められた、特定行政庁が指定する建築物について、所有者が維持保全の状況を調査し、特定行政庁に報告する制度のこと。

**【円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書】**

- ・ 確認検査を行う審査機関が策定する任意計画のことで、円滑な建築確認手続きを推進することを目的としたもの。

**【応急危険度判定、被災建築物応急危険度判定士】**

- ・ 地震により被災した建築物の二次災害を防止するために、余震等によるその建築物の倒壊や落下物の危険性の判定を行うことを「応急危険度判定」と言い、その判定資格者を「被災建築物応急危険度判定士」と言う。

（問い合わせ窓口一覧）

●この計画に関すること・・・

長崎県建築行政マネジメント推進協議会 事務局

長崎県土木部建築課審査指導班 TEL 095-894-3093

●建築基準法に関すること・・・

【長崎県（長崎市・佐世保市以外の市町（※市内の市所管建築物等を除く。）の区域】

長崎県土木部 建築課審査指導班 TEL 095-894-3093

【長崎市】長崎市建築部 建築指導課 TEL 095-829-1174

【佐世保市】佐世保市都市整備部 建築指導課 TEL 0956-25-9629

【大村市※】大村市都市整備部 建築課 TEL 0957-53-6282

【五島市※】五島市建設管理部 建設課 TEL 0959-72-6118

※市の所管は、建築基準法第6条第1項第三号の建築物他（参考：同法施行令第148条）

●建築士法に関すること・・・

長崎県土木部建築課審査指導班 TEL 095-894-3093